

# 審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則
根 拠 条 項：第1条
処 分 の 概 要：警備業務対象施設に関する特例の認定
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則第1条に規定する警備業務対象施設がへき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をするなど必要な措置を講ずることができる施設である旨の認定の基準は、次のとおりである。 (1) 認定の対象となる地域は、へき地及び特に交通の便が悪い等の事情があるため当該警備業務対象施設の周辺に警備員、待機所及び車両その他の装備を配置することが通常期待できない地域に限るものとする。 (2) 認定は、当該警備業務対象施設若しくはその近隣に居住する管理者又はその委託を受けている者等のいずれかに連絡して、その者が事実の確認をするという契約等がある場合等、機械警備業者において十分な措置が講じられる場合に行うものとし、単に110番通報をするに過ぎないような場合は認定しないものとする。
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由期間15日）（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：当該認定に係る警備業務対象施設の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係（電話 097-536-2131） 当該認定に係る警備業務対象施設の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：